②移住・定住、住宅関係

補助金名	補助事業内容	補助対象者	補助金額	受付相談窓口
住宅取得支援事業補助金	県外又は県内から移住する若者世帯や子育て世帯、新たに多世代で同居・近居する方、その他村民の方が、村内に住宅を取得し定住する場合に住宅取得費の一部を補助する。	次のいずれかに該当する方を対象。 ①県外からの移住で、若者世帯（世帯主又は配偶者が40歳未満）または中学生以下の子どもがいる世帯（転入後最長6年以内に住宅取得する場合も含む） ②村外からの移住で、若者世帯（世帯主又は配偶者が40歳未満）または中学生以下の子どもがいる世帯（転入後最長6年以内に住宅取得する場合、妊娠中も含む） ③新たに多世代（親・子・孫の三世代以上）で同居・近居する方 ④本村の住民基本台帳に１年以上登録がある方	①県外からの移住：新築60万円、中古20万円、中学生以下の子どもがいる場合30万円加算、村内業者で建築した場合30万円加算（最大120万円、県からの補助を含み予算の範囲内で交付） ②村外からの移住：新築30万円、中古10万円、中学生以下の子どもがいる場合10万円加算、村内業者で建築した場合10万円加算（最大50万円） ③多世代同居・近居：新築30万円、中古・増改築10万円、中学生以下の子どもがいる場合10万円加算、村内業者で建築した場合10万円加算（最大50万円） ④上記以外の村民の方（１年以上住民登録があること）：新築10万円、村内業者で建築した場合10万円加算（最大20万円） ※同一世帯で複数の要件に該当する場合でも併用は不可（①から④の順に補助金額が高いもの1つのみ適用）	企画財政課 企画係 0243-24-8136
移住支援金	東京23区に10年間のうち、通算5年以上在住の方または、東京圏在住で23区に連続して１年以上通勤の方が本村に移住をし、県の就業マッチングサイト対象企業に就職・起業された方等に対して支援金を交付する。	次のいずれにも該当する方を対象。 ・東京23区に10年間のうち、通算5年以上在住の方または、東京圏在住で23区に連続して１年以上通勤の方で、本村に移住する方。 ・福島県企業情報ポータルサイト「感動！ふくしま」プロジェクトの支援金対象企業に就職または、県の起業支援金を受けている方等。	・単身世帯：60万円 ・2人以上世帯：100万円 ・18歳未満の子育て加算1人あたり100万円	企画財政課 企画係 0243-24-8136
地方就職支援金	東京圏の大学を卒業した学生が大玉村に移住し、県内企業に就職する場合、採用選考に要する交通費及び移住に要する移転費の一部を補助する。	次のいずれにも該当する方を対象。 ・東京都内に本部がある大学で東京圏のキャンパスに在学し、当該大学を卒業して1年以内であること。 ・大玉村に移住したこと。 ・福島県内に所在する企業に就職したこと。 ・週20時間以上の無期雇用契約であること。 ・勤務地限定型社員（転勤等で勤務地の変更がない）としての採用であること。 ※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	・交通費：8,000円 ・移転費：上限66,000円（最低限の実費であることが確認できる場合は実費の金額）	企画財政課 企画係 0243-24-8136
防犯カメラ等設置補助金	自主的な防犯活動の支援及び安心・安全の村づくりを実現するため、防犯カメラ等を設置する村民に対して補助金を交付する。	・本村の住民基本台帳に登録があり、防犯カメラ等を自らが村内において使用し、これを適切に維持管理できる方。 ・村税等の滞納がない方。**※アパートや貸家を除く**	補助対象経費（消費税等を除く）の1/2以内で、上限50,000円。なお、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。	住民生活課 防災係 0243-24-8091
木造住宅耐震診断者派遣事業	木造住宅の所有者が、当該住宅の耐震診断を希望する場合に建築士等を派遣して耐震診断を実施する。	昭和56年5月31日以前に工事着手された戸建て木造住宅にお住まいの方で、耐震診断を希望する方。	自己負担額6,250円～7,300円、残りは全額補助	建設課 管理係 0243-24-8112
木造住宅耐震改修支援事業	木造住宅の所有者が、当該住宅の耐震改修を実施する場合に補助金を交付する。	昭和56年5月31日以前に工事着手された戸建て木造住宅にお住まいの方で、耐震改修を実施する方。また、事前に上記の耐震診断を実施していること。	一般改修・現地建替：対象工事費の1/2、上限115万円 簡易改修、部分改修：対象工事費の1/2、上限69万円	建設課 管理係 0243-24-8112
ブロック塀等撤去改善支援事業	地震等による自然災害から村民の生命、身体及び財産を保護するため、道路等に面するブロック塀等の撤去及び改善に要する経費に対し、補助金を交付する。	村内の道路等に面する高さ1m以上のブロック塀等の所有者で、村税等の滞納がない方。	補助対象事業費の1/2、上限15万円（撤去10万円、改善5万円）	建設課 管理係 0243-24-8112
空家除却支援事業	良好な景観の保全及び居住環境の整備改善を図るため、村内において不良度の高い空家を除却する者に対し、補助金を交付する。	補助対象空家所有者又はその相続人で、村税等の滞納がない方。	補助対象事業費の1/2、上限50万円	建設課 管理係 0243-24-8112